

#### (4) ボランティアの集結・活動調整機能について

##### ア 災害時のボランティア受入れの現状と基本的な考え方

###### (ア) 災害ボランティアセンターの現状

災害時におけるボランティアによる被災者支援は、県及び市町村の災害ボランティアセンターにおいて、県内外から支援に駆けつけるボランティアを受入れ、被災者のニーズに合わせたマッチング等を行うことが基本である。

千葉県災害ボランティアセンターは、県が設置者となり、運営は、災害時のボランティア活動に関連する12団体により構成される千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行うこととしている。

市町村災害ボランティアセンターは、市町村によって対応が様々で、設置者・運営者ともに市町村である場合、設置者が市町村で運営者が市町村社会福祉協議会である場合、設置者・運営者ともに市町村社会福祉協議会である場合などに分かれる。

しかし、多くの市町村が市町村社会福祉協議会の役割を地域防災計画に位置づけていること、大規模被災時に市町村自らが災害ボランティアセンターを設置・運営することは現実には困難であること等を考えれば、ほとんどの市町村において市町村社会福祉協議会が市町村災害ボランティアセンターの中核的役割を果たすものと考えられる。

###### (イ) 県災害ボランティアセンターの役割

ボランティアのニーズマッチングは、被災者の具体的なニーズに合わせてボランティアの支援場所と業務を決定し、ボランティアに現地に赴いてもらうものである。

したがって、より効果的かつ効率的にマッチングを行うためには、マッチングの作業場所は基本的に被災地に距離的に近いことが望ましい。

こうしたことから、本県の地域防災計画では、実際のニーズマッチングが市町村災害ボランティアセンターで実施されることを前提に、県災害ボランティアセンターの役割を「被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行うこととし、具体的には、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施する」としている。

##### イ 広域災害ボランティアセンターの考え方

###### (ア) 広域災害ボランティアセンターの必要性の検討

ボランティアのニーズマッチングは基本的に被災地の近くで実施されることが望ましいため、県災害ボランティアセンターは、通信機能が確保されている限り、不足する資源を、直接市町村災害ボランティアセンターに送ることになる。

このため、一般的には県災害ボランティアセンター以外に広域的なボランティアセンターを設置する必要はない。

しかし、東日本大震災では多くの市町で、災害ボランティアセンターの主体となる社会福祉協議会の拠点事務所が津波の被害を受け、職員自身も被災者となり、ボランティアセンターの設置・運営が困難になった。

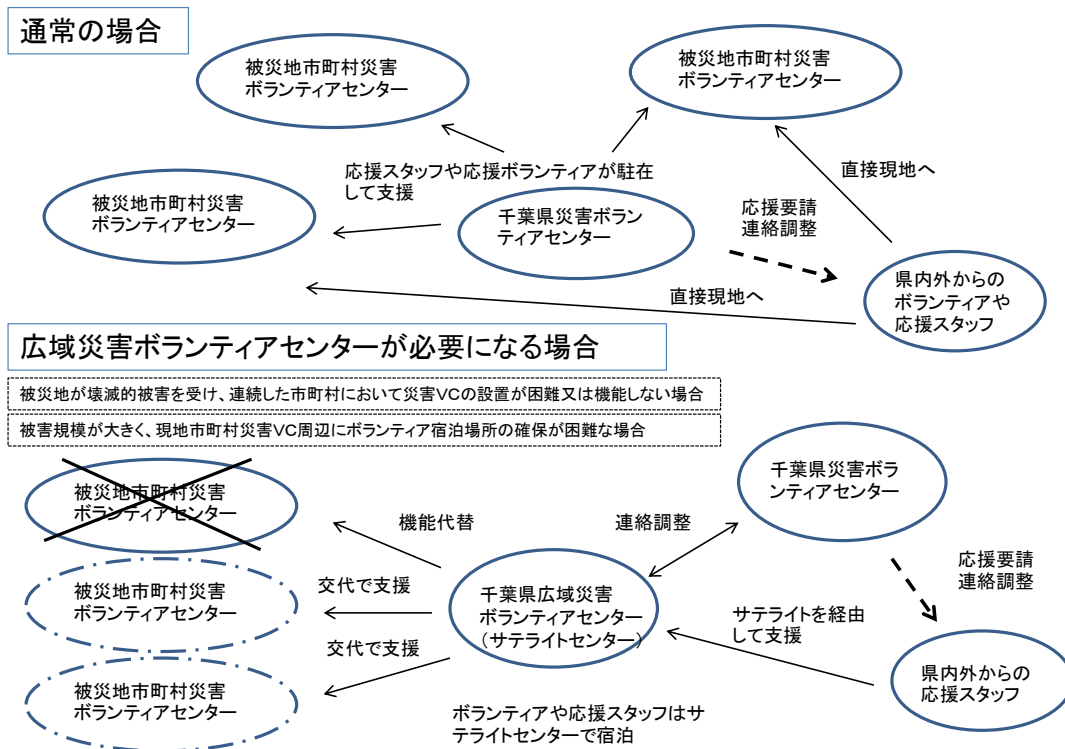
津波以外においても、同様の事態が十分に想定され、そのような場合、駆け付けたボランティアとのニーズマッチングが必要な状況にも関わらず、市町村災害ボランティアセンターが設置できない又は十分に機能しない事態は起き得るものと考えられる。

また、被害が大きければ大きいほど必要とされるボランティアの規模も大きくなるが、市町村災害ボランティアセンターを運営するために必要な人的、物的資源が震災によって大きなダメージを受けている場合、センターは設置できたものの需給調整をさばききれないという事態も発生しうる。

特に、複数市町村において災害ボランティアセンターが設置できない、又は設置できるが十分に機能しない、という事態が発生した場合には、県ボランティアセンターによる遠隔的調整では対応は困難となる。

このような場合、これら地域の後背地に県又は県及び市町村が連携して広域災害ボランティアセンターを設置し、市町村ボランティアセンターへの支援調整、ボランティアへの活動支援、ボランティアニーズの収集・発信等を行う必要がある。

## 防災支援ネットワークにおける災害ボランティア対応について



### (イ) 広域災害ボランティアセンター設置の条件

首都直下地震等大規模災害が発生し、以下の状況が発生した場合には、広域災害ボランティアセンターの設置を検討し、諸要素を総合的に勘案して判断する。

ただし、市町村災害ボランティアセンターが有効に機能しており、通信機能が有効である限りは、広域拠点を置く必要はないと思われる。

- ①被災現地の被害が甚大で、一定範囲の複数市町村において、市町村災害ボランティアセンターを設置することが困難である又は設置したが十分に機能していない状況が生じている。
- ②このため、複数の市町村から県災害ボランティアセンターに対し、全面的な支援の要請又は広域災害ボランティアセンターの設置要請がなされている。
- ③鉄道等公共交通機関が停止し、当面復旧の目途が立っていないことから、ボランティアの交通手段が自家用車かボランティアバスに限られる。
- ④被災の規模が甚大で、被災市町村において駐車場やボランティアの宿泊場所などの確保が難しく、現地で災害ボランティアセンターを完結させることが困難である。

なお、実際の設置にあたっては、上記判断基準に加え、被害の状況、

県災害ボランティアセンターのその時点での体制、被災地支援の優先順位等を総合的に勘案して判断する。

広域災害ボランティアセンターの設置は、複数の市町村災害ボランティアセンターが機能していない場合の代替措置としてなされるものであることから、市町村災害ボランティアセンターが機能を回復して自律的に活動できるようになり、ボランティアの宿泊場所が被災市町村内に確保できる状況に至った場合には、広域災害ボランティアセンターを縮小・閉鎖して、県災害ボランティアセンターに機能を集約することを検討するものとする。

(ウ) 広域災害ボランティアセンターに必要とされる機能

広域災害ボランティアセンターは、複数の市町村災害ボランティアセンターの機能を代替することになることから、災害ボランティアセンターが有すべき機能は全て必要となる。ただし、複数市町村をカバーすることから、大きな規模が必要となることに加え、一定の広域調整も必要となる。

具体的には、以下のとおりである。

①資源配分調整機能

②情報発信機能

以上は、県災害ボランティアセンターが有すべき基本機能である。

県災害ボランティアセンターが、県全体として広域的に当該機能を果たすことから、広域災害ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンターと連携して、地域に密着したきめ細かな対応に努める必要がある。

③市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ及び資材等の集配機能

運営を維持するために必要な資源が不足する市町村災害ボランティアセンターには、県内外から応援に駆け付ける運営スタッフや運営に必要な資材等を配分する。

広域災害ボランティアセンターは、こうした資源の中継基地としての機能を有する必要がある。

④ボランティアの集合分散拠点機能

広域災害ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンターの全部又はその一部を代替することから、通常災害ボランティアセンターが行うボランティアを登録し、ニーズマッチングをして被災現地への派遣をすることが必要となる。

⑤ボランティアの滞在機能

ボランティアの基本は、自己責任と自己完結であり、寝食をとる場所の確保も自らの責任で行うことが原則である。

しかし、広域災害ボランティアセンターについては、被害の大きな被災地を広域でカバーすることになることから、広域災害ボランティアセンター又はその近傍に宿泊場所の確保が必要となる。

屋根のある建造物を確保できることが望ましいが、止むを得ない場合でも野営可能な広い空間を確保できる場所を広域災害ボランティアセンターの設置場所とする。

(エ) 広域災害ボランティアセンターの条件

広域災害ボランティアセンターは、上記必要な機能を確保するために必要な条件を備え、複数の市町村を後方支援するための空間的適地に設置される必要がある。

必要な機能を確保するために必要な条件は以下のとおりである。

①一定規模の建物等の床面積が確保できること

調整会議、事務スペースとして180㎡以上の床面積が必要

②通信機器を含め事務環境が整っていること

電話、FAX、インターネット環境は必須で、複写機、事務机等が必要

③建物の耐震性があること

④当該施設又はその近隣にボランティアバスが展開できる駐車場やボランティアが宿泊可能な空間があること

目安として大型・中型バス20台規模又は乗用車100台規模、ボランティアセンタースタッフ要員と現地ボランティアで、約500名分の宿泊スペース（乗用車内での宿泊を含む）が必要

（注）なお、災害ボランティアに関しては、被災の規模や被災地としてどの程度認知されているか、時期などによって参加人員に大きな格差があり、最大規模を想定することが難しい。そこで東日本大震災時のボランティアの集散地における経験的数値を参考にして空間を確保し、一時的にオーバーフローする場合には、状況に応じて周辺地に空間を確保することとする。

複数の市町村を後方支援するための空間的適地については、基本構想における広域防災支援地域の条件（6ページ）とほぼ同様で次のようになる。

①主要道路に接続し、支援する市町村災害ボランティアセンターと連携がとりやすいこと

②要支援地域まで、車両で1時間程度で移動できる距離であること

③要支援地域から離隔し、インフラ等の早期復旧が見込めること

④高速道路等に接続し、ボランティアの集結、資材の集積が容易であること

(オ) 広域災害ボランティアセンターの指定

首都直下地震等で想定される要支援地域を地域ごとにカバーする広域災害ボランティアセンターを条件に基づき指定した。

この際、県災害対策本部との連携を考慮して、県有施設を優先したが、適当な県有施設がない地域については市町村が管理する施設を指定した。

広域災害ボランティアセンターの設置場所

名 称	支援対象地域	主な支援対象市町村	広域災害ボランティアセンターの設置場所
東葛飾広域災害ボランティアセンター	東葛・葛飾地域	浦安市～船橋市	西部防災センター (松戸市)
千葉広域災害ボランティアセンター	千葉地域	習志野市～市原市	県総合スポーツセンター (千葉市)
かずさ広域災害ボランティアセンター	木更津地域	袖ヶ浦市～富津市	かずさアカデミアパーク (木更津市)
	安房地域	館山市、南房総市、鴨川市	かずさアカデミアパーク (木更津市)
九十九里地域広域災害ボランティアセンター	海匝・山武・長生地域	銚子市～一宮町	さんぶの森公園 (山武市)
いすみ広域災害ボランティアセンター	夷隅地域	勝浦市、いすみ市、御宿町	大多喜町B & G海洋センター (大多喜町)

※印旛、香取地域については、現時点では広域支援の想定外だが、必要な場合は、千葉広域災害ボランティアセンター又は隣接市災害ボランティアセンター等を拠点に支援する。

以上の整理に基づき、広域災害ボランティアセンターの配置を示したものが図：千葉県防災支援ネットワークに係る広域防災拠点（災害ボランティア）である。（66ページ）

なお、他の防災支援ネットワーク機能と災害ボランティアは直接連動するものではないが、特に避難所支援の観点から、支援物資の流れとボランティア支援の動きが連動する可能性があることから、広域災害ボランティアセンターと他の広域防災拠点が離れている場合は、各拠点に連絡調整員を1名程度置く必要が生じる可能性がある。

(カ) 広域災害ボランティアセンターの設置者及び運営者

広域災害ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンターが設置困難という状況の中で設置されることを考慮すると、県が設置するほか選択肢はなく、広域災害ボランティアセンターを県災害ボランティアセンターのサテライトセンターと位置づけ、県が設置するものとする。

なお、広域災害ボランティアセンターは、被害が甚大な市町村ボランティアセンターの機能を代替するものであり、対象範囲の市町村に関する広域調整や広域的な情報発信を図りつつ、直接的に災害ボランティアのマッチングと派遣を実施する。

一方、県災害ボランティアセンターは、広域災害ボランティアセンターが設置されていない地域も含め、県全体の総合調整と情報発信を実施する。

県災害ボランティアセンターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が実施することとなっていることから、広域災害ボランティアセンターの運営も同連絡会が担うこととする。

ウ 課題と対策

(ア) 県災害ボランティアセンターの運営能力の向上

広域災害ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が担う、としたところであるが、「市町村の後方支援」を本来的役割とする県災害ボランティアセンターにとって、広域災害ボランティアセンターの運営は、内容的にも規模的にも現在の想定を超える大きな負担と能力を必要とするものである。

こうしたことから、広域災害ボランティアセンターの運営にあたっては、連絡会の構成員に加えて、運営に協力が可能な各種団体、県内の市町村社会福祉協議会やNPO法人等のスタッフ、全国から応援に駆けつける社会福祉協議会やNPO法人等のスタッフなどの協力を得てこれを実施するものと考えなければならない。

このため、連絡会構成員以外の組織・団体についても、県センターの運営に連携・協力してもらえるよう、常日頃よりネットワークを広げ、県災害ボランティアセンターの運営能力の向上を図っていく必要がある。

(イ) 市町村災害ボランティアの運営能力の向上等

広域災害ボランティアセンターは、被災の規模や状況に応じて設置するものであるが、市町村災害ボランティアセンターが十分に機能していれば設置する必要がない。

被災者支援の観点から言えば、どのような状況にあってもまず市町村災害ボランティアセンターが機能するよう努めることが望ましい。

こうしたことから、市町村災害ボランティアセンターの運営能力の向上や大規模被災に備えた準備が、広域災害ボランティアセンターの準備と併せて重要となる。

具体的には、大規模被災時には、スタッフの一部も被災で運営に参加できない状況となることも想定されることから、県災害ボランティアセンターと同様、通常時から様々な組織・団体とネットワークを構築し、大規模被災時においても運営スタッフを確保できるよう努めることが重要である。

また、海岸近くの平坦地に災害ボランティアセンターの設置を予定している市町村においては、津波等の被害によりセンターの設置が困難となる事態も想定されることから、できる限り一定以上の標高にある代替の設置場所を確保しておくことが必要である。



千葉県防災支援ネットワークに係る広域防災拠点（災害ボランティア）

